

文化財学試論

—学の構築のための若干の視点—

中 村 賢二郎

1. 文化財の概念規定

文化財保護法は、第2条第1項で「この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう」として、第1号から第5号までの各号で、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の定義を行っている。しかしその定義は、第3号の民俗文化財の「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」という規定と第5号の伝統的建造物群の「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群」という規定に僅かに実質的な定義づけが見られるものの、これらの規定を除けば第1号の「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）」という有形文化財の定義に見られるように、単に文化財の各類型に属する種類を例示して読み替えているに過ぎない。「文化財」の概念はいわば自明のこととされているのである。

しかしながら文化財の概念は決して自明な概念ではなく、逆に極めて曖昧な概念に止っている。その概念を論ずるためには多くの時間を必要とするであろうが、ここではその概念規定の手掛りとして文化財と人間存在との関係について見てみたい。

われわれ日本人の文化財は、わが国に遺存し、現存する過去の文化的所産である。しかし、それらは単に客観的に存在する文化的所産ではなく、われわれ現代人にとって価値のある存在である。また、その価値は財産的価値ではなく、歴史上、芸術上、学術上の価値あるいは観賞上、風致上の価値である。自然の名勝地であっても、それは単に特別な地形や植生を備えた客観的な自然環境なのではなく、観賞上の価値のある空間を観賞者に対して出現させている存在として文化財となるのである。さらにこれらの文化財の存在は現代人であるわれわれにとって価値のある存在である。その価値は過去あるいは未来のものではなく、現在において、われわれとの関係において現存する価値である。

文化財は経済的価値を持つことがあり、その価値によって財貨となることができる。この財貨としての文化財は古美術品で見られるように鑑賞者の主観によってその価値の現れ方に変化を生ずるが、その評価額に示されるようにある一定の経済的価値によって客観化された存在となり、取引の対象となる。これに対して文化財がその文化的価値によって財物として意識される場合には、一定不変の客観的存在としてではなく、その時代背景の中でその時代の人間存在に対して訴えかける価値ある存在として常に特殊個別な主観的存在として出現している。

文化財の概念は、文化的所産たるものと観賞者としての人間存在との関係の中に成立する。過去における日本あるいは日本以外の地域での人間の文化的活動の所産が現代において文化財とな

るのは、それがわれわれ現代人にとって文化的価値のある対象物として把握されるからである。その意味では自然も同じである。自然はわれわれにとって価値のある景観として扱われた時に観賞上価値のある存在となり、そうなることによって文化財となるのである。現在観賞上の価値のある存在とされている特定の自然も大古や上代から変ることなくそうした存在であったわけではない。自然景観も客観的普遍的に時代を超越して存在し続ける客体ではなく、その時代の人間存在の中で扱われることによって形成されるものである。

わが国の場合、景観が文化財の価値を構成するか否かは検討を要する問題である。文化財保護法第2条第1項第4号は、「(前略)庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの(後略)」を文化財である記念物としている。ここに例示された名勝地の観賞上の価値は明らかに景観の価値を内包する。また第5号の伝統的建造物群の定義の「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している」建造物群も景観上の価値で扱われている。しかし他方では、第4号の「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」が記念物とされているが、ここには景観の要素は認められないし、実体法上も景観がその価値を構成することを示唆する法規定は存在せず、これらの記念物に関して景観を保全する制度も存しない。第1号の建造物等の有形文化財についても「歴史上又は芸術上価値の高いもの」が有形文化財とされているが、芸術上の価値に景観の価値が含まれるかは不明である。実体法上景観の保全に関する規定が存在しないことから考えるとこれも否定的に解釈せざるをえない。これらの文化財に関してはわが国では景観は法制上その価値の構成要素とはなっていないのである。

わが国の景観に関する法制に対して、フランスでは「1930年景観保護法」によって天然記念物及び景勝地に関する保護景観の制度があるほか、「1913年歴史的記念物法」にも指定を受け又は指定の提案を受けた不動産に関する「視界」の保護の制度がある。またイタリアでは、1939年の「芸術的及び歴史的価値を有するものの保護」の法律に法の適用を受ける不動産文化財に関して景観及び眺望を保護するための規定があり、建造物の景観または眺望の保全のため必要がある場合には土地及び建築物の所有権を剥奪することができるとする規定さえ設けられている。こうした不動産文化財に関する景観ないし眺望の保護の法制度は、景観ないし眺望が不動産文化財の価値の構成要素となっていることを示している。わが国とフランス、イタリアの法制度の違いは立法論の問題として考えるべき事柄であるが、その背後に文化財の価値の扱え方の違い、文化財の価値意識の違いが存在すると考えなければならない。それはまたそれぞれの国民によって扱われている文化財そのものの相違であると言える。

このように文化財が景観を価値の構成要素として内包するか否かという問題を例にとってみても、文化財の概念規定が多くの困難な課題を持っていることがわかるであろう。そのうえ、文化財はその類型、種類の違いに応じて時代の人間に対して異った現れ方をすることから、文化財の概念もそれ自体多様性を帯びることとなる。

文化財の概念を解き明かす手掛りは、文化財が持つ価値、すなわち文化財が時代の人間存在との関係の中で顕わにする価値の性質、態様を明確にすることによって求められるであろう。文化財の概念が多様性を持つように文化財の価値もまた多様な現れ方をするのである。

2. 文化財の価値の性質

文化財の価値は多様であり、複雑であり、ゆらぎのある性質をもっている。例えば仏教絵画や墨跡は現代の日本人にとって多くの場合芸術的な観賞価値のあるものとして扱われる。しかし

現代においてもなおそれは宗教的価値として信仰の対象とされる場合がありうるであろう。両者の価値は異なる人によって異って扱えられるばかりでなく、同一人の中でも時を異にして両者の価値が現れることもあれば、時に同時に両者の価値が現れることさえありうる。このように仏教絵画や墨跡の価値はゆらぎのある性質をもっている。阿弥陀来迎図を想起すればそれは容易に理解できる。たとえそれが博物館の展示室の中であっても、軸物として掛けられた来迎図の阿弥陀如来の図像の中に昔臨終の床にあった人の手に執らせるための導きの糸の残欠を知る時人は激しく宗教的感情を喚起させられるであろう。

仏像や神像においてこの価値の両面性は顕著である。仏像は博物館や美術館の展示室で入館者に観賞されると同時に多くの場合寺院の伽藍の中で立ち昇る香の匂いに包まれながら拝観者によって礼拝されている。拝観者はまた礼拝者でもあるのである。博物館や美術館における場合と寺院の伽藍における場合とでは芸術上の観賞価値と信仰上の崇拝をそれぞれ異った度合いで感じ取る。寺院の収蔵庫の中で相対する仏像はその中間的な価値の両立を感じさせるかも知れない。

寺院の秘仏にあっては宗教的価値が完全に優越している。それは平常芸術的な観賞とは絶縁された存在であるが、数十年に一度の御開帳に際した人もこの秘仏に相対して芸術上の価値だけを感じ取ることは困難であり、寺院の僧侶ならずとも宗教的感情を強く抱かざるをえないであろう。寺院の秘仏にあっては美術的価値は影をひそめる。

文化財の価値が両面性あるいは多面性をもつ場合、それらの価値は対等に現れるのではなく、これに相対する人に対してさまざまな程度で現れる。それはさまざまに変化しつつ現れるゆらぎのある価値である。相異なる人に対しても、同一人に対しても、相対する時や場所、状態によって、すなわち対象となる文化財とこれに相対する人との関係の在り方によってさまざまに異った現れ方をするのである。

陵墓や陵墓参考地の公開や調査に関する考古学関係者の要望と宮内庁の意見の対立は周知の問題である。平成9年に宮崎県西都市の西都原古墳群の中に所在する陵墓参考地の男狭穂塚と女狭穂塚の全体測量を宮崎県教育委員会が宮内庁の許可を受けて実施したことが考古学関係者にとっての朗報とされたことは記憶に新しい。一般に陵墓及び陵墓参考地は皇室にとって祖先崇拝の神道の宗教的的目的物である。皇室では歴代の天皇を祀る祭祀が連綿と行われており、歴代の天皇の式年祭の当日には、皇居皇靈殿で天皇が御礼拝になると同時にそれぞれの山陵に勅使が遣わされて山陵祭が行われている。御陵は皇室の祖先の陵墓であるが、皇室の祖先崇拝の祭祀の直接の対象でもあるのである。皇室にとってそれは宗教的的目的の対象であり、宗教的意義がすべてなのである。

京都国立博物館は平成9年秋に開館百周年記念の特別展覧会「宮廷の美術」を開催した。明治30年に宮内省の帝国京都博物館として開館した同館は開館記念に皇室ゆかりの特別展を企画したのである。その企画の中で京都伏見の近衛天皇御陵（安楽寿院南陵）の多宝塔の本尊の阿弥陀如来像の展示が計画された。この像は隣接する安楽寿院に安置される阿弥陀如来像（重要文化財）と元来一対の像として制作されたもので、ともに平安時代後期を代表する優美な仏像として知られている。しかし御陵の中にあるためこれまで一切公表されたことはなく、昭和初年に宮内省が多宝塔を修理した際の工事略誌に写真と簡単な記述があるだけの“幻の像”と言われてきた。安楽寿院は鳥羽上皇が造営された鳥羽離宮内にあった鳥羽東殿の後身であり、安楽寿院の像は鳥羽上皇の御陵として建立された三重塔（本御塔）の本尊であった。近衛天皇御陵の像は皇妃の美福門院の御陵として建立され、実際には近衛天皇のお骨が納められた塔（新御塔）の本尊として今日に至っている。

京都国立博物館は「宮廷の美術」の特別展を機に、一対として作られ、手の印相が異なる以外は

作風も寸法もほとんど同じで同一作者の手になると考えられている稀有の伝来の両像を併列して陳列することを計画して宮内庁に近衛天皇御陵の像の出陳を出願したが、御陵の一部をなすものとして許可されなかった。筆者は同館の依頼を受けて宮内庁書陵部に再度配慮を煩わした結果一案を提示された。それは宮内庁として多宝塔内の保存状態を調査することとし、これを京都国立博物館の担当者に依頼する。調査に際して必要な写真撮影も行うこととし、その中から特別展で使用する写真も提供するというものであった。こうして多宝塔の中の内陣の厨子内に安置されている阿弥陀如来坐像とその前の壇上に安置されている大日如来坐像の調査が平成8年10月17日に同館の伊東史朗資料調査研究室長によって行われ、その際撮影した写真が翌年秋の特別展で安楽寿院の像（実物）と並べてパネル展示されたのである。

この事例の中に御陵の宗教的価値と仏像の美術的価値の対立と宗教的価値が優越する現象を端的に見ることができる。それとともに両者の価値の調整が可能な範囲で図られた手法を見ることができるであろう。この時の調査結果の報告は平成10年3月の書陵部紀要第49号に掲載されている。

伝統的建造物群は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群で価値の高いもの」であると定義されている。法による保護制度としては、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため」（第83条の2）の地区の保護制度である。この制度の中核をなすものは伝統的建造物群であるが、保護される地区は、地域の住民が集団的な定住生活によって歴史的に形成してきた風致のある地区であり、住民の合意によって保存を決定した場所である。この場所は地域の共同集団の家郷である。外部からの来訪者にとって歴史的風致を感じさせる価値を有している場所であると同時にそこに定住して生活を形成し続ける地域共同集団が自らを根付かせ、根付かせることによって未来へ生成する場としての家郷である。この地区はそのような家郷意識に存立の基盤をもっている。町並みを形成している家屋の連りや大通りや小路、水路や鎮守の森、野原や遠景の山なみや海。その中で営まれる住民の日常生活によって歴史的風致が形成されている。それは住居の表から裏へ貫通するたたきを通り抜ける空気であり、このたたきに面して連続する各居住空間の変化する機能のたたずまいである。町角の祠の守護神的な働きかけであり、菩提寺の墓地から立ち昇る線香の香りである。夕暮れが忍び寄る通りに漂い始める夕餉の仕度の匂いである。これらの動きに包まれて幾世代を経て形作られてきた伝統的な建築様式の家屋の群がその風致を保っているのである。これらすべてが統合された場として安らぎのある帰属意識が存在する。この帰属意識は快適なアイデンティティーの自意識を生み出す。この安らぎのある帰属意識がこの地区の価値なのである。歴史的風致はその外見である。外来者はその外観の風致を知覚すると同時に定住者のもつ安らぎの帰属意識を自らにも反映させる。この地区の真の文化財としての価値はそこに存するのであり、法律の規定の文言はその外形を要約したものに過ぎない。地区の歴史的風致はさまざまな伝統的年中行事や土地の風俗習慣を伴った日常生活によって支えられている。住民が自らの地区で感じ取る歴史的風致はそうした年中行事や日常生活を反映し、それと一体化したものとして意識されている。外部からの来訪者も不確実で漠然とした推測ではあるがそうした地区の日常生活等を自らの意識に上らせることによってその地の歴史的風致を感じ取るのである。

伝統的建造物群保存地区の保護制度は外観保護の制度であるが、その景観はこのような価値の上に成り立ち、形成されている。保存地区の価値が単に建造物群の建築的な価値に依存するだけであるならば、無住の建造物の集合体であっても価値が形成されることになる。しかし住民が生活していない建造物群に歴史的風致を感じ取ることができるであろうか。それはせいぜい過去に住居があった民家群を展示する民家園たりうるに過ぎない。このような価値の性質から町並み保

護の制度はおのずから住民の合意を基本として現在及び将来の生活の維持発展を可能とする制度として法制化されなければならないことが明らかとなる。ドイツの歴史的旧市街の修復に際してその目標として常に最優先の地位を与えられる「都市像」もまたこのような市民の日常生活の中で生き続けている像である。「都市像」とともに目標に掲げられる「歴史的景観」も過去に形作られた空間の外形、客体として遺存する形式ではなく、歴史 *Geschichte* を現に自らの内に生起 *geschehen* せしめている市民の元に届けられ (*schicken* され) ている現象なのである。「都市像」はそのような現れ方で立ち現れるものとして都市の住民の人間存在に内在し、人間存在を形成するものとして送達 *schicken* されるのである。

似たような価値観が記念物に関しても成立する。遺跡は第2条第1項第4号に規定するようにわが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものが記念物とされる。しかし単に歴史上又は学術上の価値によってのみその価値が定まるのであれば、それは歴史学なり考古学なりの対象としての価値に過ぎない。遺跡が文化財としてわれわれに価値あるものとなるのは、われわれが遺跡に相対した時に民族、国民、地域住民としての自らの由来と歴史性を遺跡の中に読み取り、遺跡によって自らのアイデンティティーを自覚的に把えることができるからである。遺跡はそのような対象物として現代のわれわれの意識に立ち現れる。遺跡とわれわれ現代人との間にこのような関係が成り立つことによって、われわれは歴史的存在となる。この関係をもたらしものが遺跡の文化財としての価値でなければならない。遺跡の歴史的、学術的価値はこのわれわれにとっての文化財としての価値を成立せしめるための条件であるに過ぎない。

自然名勝の価値も同様である。古代防人として筑紫に向った東人や都の造営の徭役のために旅にあった諸国の人々にとって自然の山野は賞るべき景観としてではなく、時に生命を脅かす不気味な存在であったであろう。イタリアの文化史学者ピエーロ・カンボレージはその著「風景の誕生」の中で過去の旅の姿を分析しながら、「十六世紀人にとって、「絵画的な眺め」や「眺望」、「景観」などはありえなかった」と述べている。日本の山水は早くから絵画や工芸品に姿を見せ、やがて花鳥風月やものあわれとともに日本人の自然観を育んできた。しかしそれらの過去の自然景観は現代人が感得する自然景観と同一ではない。今日本人の心象風景の故郷とも言われる飛鳥の地が中世や近世の日本人にとって異ったものであったのと同じように。

このように文化財の価値は過去の文化的所産及び自然現象に関わる観賞者、自覚者としての現代人によって観賞的に、自覚的に把えられる価値である。その価値は観賞者、自覚者である現代人の関わりの中で成立し、形成されるのであって、単に学問的に確定した客観的な価値として普遍的に存在するのではない。文化財の価値は現代人の関わりの中で意識的に現れるが、それは同時に感性と情緒を伴った意識として現れる。美的快感、快適な家郷意識、充足した自己同一感の中で文化財の価値が現実化する。さらに、文化財の価値が現代人との関係の中でこのように顕在化するという事は、「文化財」そのものがこのような関係の中に成立することを意味する。われわれはこのことを文化財保護制度の発展の歴史においても見ることができる。

時代の推移の中で文化財が最もその価値を顕わにするのは、文化財の存在が脅かされ、その保存が危機的状況に直面した時である。そのような状況で文化財は無自覚的即自的 *an sich* な存在から対自的 *für sich* な態様に変化する。その価値はこうしてクローズアップされるのである。わが国で明治以降成立してきた国家制度としての文化財保護制度はそのような文化財の時代的な価値の普遍的な高まりによって繰り返して形成されてきた。明治維新後の欧化主義や廃仏棄釈の風潮の中での社寺の疲弊等による伝世文化財の危機に際して出現した「古器旧物保存方」の太政官布告と古社寺保存金の交付、臨時全国宝物取調局の設置と宝物調査、帝国博物館の設置、古社寺保存法の制定、明治末から大正に至る近代化の進展に伴う国土開発と工業化の進展による記念物の

破壊の危機に際しての史蹟名勝天然記念物保存法の制定、昭和初年の深刻な経済不況による大名等の旧家所蔵文化財の散逸、流出の事態に際しての国宝保存法の制定、第2次世界大戦後の社会経済の混乱による文化財の散逸、流出の事態に際しての文化財保護法の制定、昭和40年代以降の高度経済成長に伴う開発の進行と急激な社会生活の変化による文化財の破壊と町並みの衰亡に際しての伝統的建造物群保存地区の制度の創設と埋蔵文化財保護制度の強化等を内容とする法改正などすべて文化財の保存にとって危機的な状況を背景として文化財の価値が顕在化することによって新しい保護制度が作られてきている。このように文化財の危機が文化財の保護制度を作ってきたのは、それぞれの時代の人々との関係の中で文化財が相対的にその価値を顕在化したことによるものである。

無形文化財の価値については特殊な価値の性質に注目する必要がある。それは国が指定する重要無形文化財の価値と国が認定するその保持者が追求する価値の関係である。法第2条第1項第2号は、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」を無形文化財としている。国は無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定する(法第56条の3第1項)が、指定に当たってはそのわざを体现する保持者または保持団体を認定しなければならない(同条第2項)。ところで保持者にとってその保持する技芸は常に流動する価値であり、至高を求めて追求される価値である。それに対して国によって指定される技芸は保持者によってある時期に到達された技芸である。それは演じられた芸であり、そのわざによって具体的に制作された作品に象徴される技術である。その価値は客観化され、静止したわざがもつ価値である。保持者にとってはそれは技芸の追求の一過程で生み出された所産としての芸であり作品であって、保持者自身にとっての技芸の価値はあくまでも追求される技芸そのものであり、客観化され静止する所産ではありえない。このように重要無形文化財として指定することによってわざを客観化することは本来のわざの追求とは矛盾するものである。

同様のことは「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能」である無形民俗文化財についても言える。国民あるいは地域住民の生活の推移の中で形成され、伝承されている無形の民俗文化財は本来的に移ろうものであり、移ろいつつ価値を形成し、あるいは価値を喪失するものである。国の指定によってその価値を客観化することは本来無形民俗文化財の価値の本質と相反する行為である。

このように無形文化財や無形民俗文化財の指定によって客観化された価値はその財自体の本来的な価値の性質と矛盾した性質をもつことになるが、そのことによって指定に基づいて行われるその価値の保護が無意味であるということにはならない。指定はある時点での保持者や保持団体の技芸や風俗慣習や民俗芸能の態様を客観的に把えてより普遍的な価値を見出そうとする。それは指定の時点で固定された価値となり(それ故に保持者が至高をめざして追求する価値や日常生活の中で移ろう価値と矛盾したものとなるのであるが)そのことによって普遍性をもったものとなって国民あるいは地域住民に共有されうるものとなる。この価値の共有が文化財の価値の公共性の基礎となる。さらにこの価値の公共性のゆえに文化財の保護は公益性をもつものとなり、法律制度になじみ、法による規制や助成の法益によって担保されうるのである。

3. 文化財の学

「文化財」が冒頭に述べたような意味で現代人の意識、存在との関わりの中で成立する財であり、「文化財の価値」が前述のごとく現代人との関わりの中で多様に顕現するものであるとすれば、「文化財の学」はこのような文化財の成立あるいは文化財の価値の顕現にその座標を求めな

なければならないであろう。すなわちそれは現代人にとっての文化財の価値の顕現に関する学である。過去における先人の文化的活動や営為の所産あるいは相対する自然が現代人との関わりの中で価値を顕わにする現象の学である。

今日では多くの学問分野が文化財に関係している。考古学、歴史学、美術史学、建築史学、建築学、人類学を始め、遺跡の年代測定に関係する化学、物理学、地質学から過去の食物や構築物の素材に関する生物学や動物学や植物学、遺物や各種の文化財の科学的分析や保存方法に関する保存科学、村落の形成や変遷の研究に関係する地形学や環境学など実に多数の学問分野が文化財の調査研究に多様な関わりをもつようになってきている。こうした現状を見てこれらの諸学の学際的な研究として文化財学が成立するのではないかという推測があるが、はたしてそのような学の定立が可能であろうか。これらの諸学は多様な種類で多様な顕れ方をする文化財の実体を調査し、分析し、研究するための手段として文化財にアプローチする。そのことによってさまざまな角度からの知見が得られる。その成果を総合することによって個別の文化財やその集合体の実体が解明される。こうしてそれぞれのアプローチの目的は達成される。しかし誤解してはならないことは、これらの諸学の成果の総合自体が新しい学を形成することにはならないということである。ましてやこれらの諸学の学際的な研究などということに何の意味があるであろうか。諸学の方法を駆使した共同研究によって文化財の実体が解明され、その保存方法が確立されることに意味があるのである。

価値の現象の学としての文化財学には、文化財の価値の変化とそれに相応する保護の在り方を研究することが含まれるであろう。実際には行政がその作業を行った例としてニホンカモシカの保護問題がある。

カモシカは日本特有の大型哺乳動物として昭和9年に天然記念物に指定され、昭和30年に特別天然記念物に指定されている。その後次第にカモシカの生息数は増加し、昭和49年頃からカモシカによる造林地の若芽の食害などの植林地や農地での食害に対する行政の対応を求める要請が青森県、長野県、岐阜県等を中心に全国各地から提起されるようになった。このような事態を受けて、環境庁、文化庁、林野庁の関係三庁でその生息状況、食害状況等に関する調査を実施し、その結果を踏まえて昭和54年8月に三庁合意の「カモシカの保護及び食害対策について」の方針を決定した。この三庁合意は、カモシカの保護と被害の防止の両立を図る立場から、カモシカの保護地域を設定し、保護地域以外においては被害の状況等に応じて個体数の調整を行うこととしている。こうして昭和54年11月に北アルプス地域を設定して以降平成元年7月の紀伊山地地域まで全国で12の保護地域が設定された。(平成12年10月現在四国山地地域と九州山地地域は未だ設定が完了していない。)種の指定という指定方式を維持しながら天然保護区域の指定方式に類似した保護地域の設定という手法を併用することによってカモシカの保護と農林業の保護を調整しようとしたのである。個体数調整のための捕獲は昭和50年度から行われていたが、昭和54年度は161頭(許可186頭)で、以後逐次増加して毎年1,000頭前後となり、平成8年度までに累計17,617頭(許可18,548頭)となっている。この間昭和60年には保護地域の設定が完了しないまま捕獲のための補助金を予算化できなかったこと等により捕獲したカモシカの食肉としての利用や毛皮を商品化する案をめぐって、日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界野生生物基金日本委員会の三団体による商品化反対の緊急アピールと三庁への申入れがあり、さらにカモシカの会など約70の団体からも三庁へ抗議文が出された。これを受けて三庁で協議の結果、同年末になって、捕獲は鳥獣保護法の有害鳥獣駆除の規定に基づき環境庁が市町村に対して許可すること、肉は自家消費は認めるが流通させず、毛皮は市町村で塩づけにして保管すること、捕獲経費は市町村の負担とすることを決定している。食害防除対策としては、個体数調整のほかにも、防護柵の設置とポリ

ネットの装着、忌避剤の塗布、効果測定調査等が行われてきた。文化庁の平成9年度の天然記念物食害対策の予算は、「鹿児島ツル及びその渡来地」の対策も含めて4億5500万円となっている。

ニホンカモシカは法第2条第4号の「動物で我が国にとって学術上価値の高いもの」に該当する記念物として国の指定を受けているのであり、指定の根拠となる価値は「学術上の価値」で特に重要なものである。しかし一般の国民は、他の天然記念物の多くのものに対すると同じように、「学術上の価値」とは別種の価値をカモシカに見出している。それは学術上の価値と共通する稀少性の価値を基礎としつつ日本の山岳の風景の中で見出される自然景観として貴重な存在なのである。ミヤコタナゴやウスバキチョウ、杉の大スギや野幌原始林や尾瀬、玄武洞や魚津埋没林に出会う人々は自らが住まう日本の自然の優れた存在の典型をそこに見て、感動し、自ら日本の自然現象と一体化するのである。人々はそこに学術的価値を知覚するのではなく、自らと自らを生かしている日本の自然の稀少な事例との結合を知覚するのである。それはある種の快適な情緒を伴う体験である。

ニホンカモシカの文化財としての価値あるいは天然記念物としての価値は学術上の価値とともに上述のような価値をもつものとして成立している。だからこそ前記のような多くの団体から抗議が起きたのである。カモシカの問題は保護の結果個体数が増加し過ぎたために造林地等での食害問題として農林業の経済問題となって顕在化した。そのため問題は当初から文化財の価値と農林業の経済価値の矛盾対立として現れ、行政官庁が対応すべき行政課題となったのである。その価値の検証、実態調査、両者の価値の調整、保護方法の再検討と新たな保護方式の設定など一連の調査研究と提案が行政の課題として遂行された。われわれはこの過程の中にまさに文化財学が果たすべき役割りを見出すことができるであろう。

文化財学は文化財の価値の現象に関する学として多種多様な文化財に関わることができる。また多様な地域性をもつものとして展開することができる。それはまた個別の文化財の価値の在り方にも関わることができる。しかしそれは特定の文化財がその種類の文化財の価値の現れ方の本質を代表する場合に限らなければならない。一般論として言えば、特定の絵画や彫刻の価値を論じ、それが博物館での所蔵や展示にふさわしいかといった類の検討は博物館の学芸員の仕事の領域であり、館の鑑査会議の仕事である。民俗文化財に関して言えばそれは歴史民俗資料館等の仕事に属する。

文化財学が文化財と時代の人間との関係の学であり、文化財の価値が顕現する現象の学であるとすれば、その関係や現象は当然流動し、変遷するものでなければならない。われわれはそうした流動性、変遷を法制度の変遷の中にも辿ることができる。

4. 制度の変遷

法制度の変遷の典型的な例として伝統的建造物群保存地区の制度を見てみよう。

わが国の集落町並みは、中世、近世、近代、そして現代へと時代の推移に伴ってさまざまな変容を見せながら連続性をもって持続されてきた。地域住民はその連続性をもった集落町並みに自らの住まいの場を自足的に保ち、自らのアイデンティティーを保持してきたのである。ところが昭和30年代後半から40年代にかけて進行した経済成長の中で郡市と地方の生活基盤が激変し、住宅地の大規模な再開発や農山村における挙家離村などが進行し、住み慣れた伝統的な居住環境が集落町並みとしての面的な広がりや破壊され、急激に失われていった。住まいのアイデンティティーの喪失の危機が到来したのである。その危機的状況の中で伝統的な集落町並みの生活とそれ

を外形的に表現している町並み景観の価値が顕在化した。その危機的状況は経済的にも生活を脅かしていた。こうして町並み景観の保存とこれを基にした観光収入による生活基盤の確保が住民運動として発生し、市町村自治体の運動として提唱されていく。市町村による条例制定の動きは、昭和43年に金沢市伝統環境保存条例、倉敷市伝統美観保存条例が制定され、昭和47年には高山市、京都市、萩市、神戸市、高梁市、平戸市で、さらに翌48年には長野県南木曾町、松江市、津和野市でそれぞれ制定されていった。このように昭和40年代には町並み保存の動きが市町村の条例制定という形で全国的に展開されるようになったのである。これらの市町村からの要望を受けて文化庁では昭和47年から制度の検討に着手し、昭和50年の法改正で伝統的建造物群保存地区の保護制度を創設したのである。

このように自然発生的に多くの地方都市や集落で町並み保存の動きが発生したのは、前述のような危機的状況の中で連続的に伝承されてきた集落町並みの中での生活とその外形上の表現である町並み景観の価値が真っ先に地域住民に対して顕わになってきたからである。だからこそ、ドイツの建築法典にあるような都市修復に際しての市民参加のような法制度もないわが国で住民の運動や合意に基づく条例制定という形をとって町並み保存が現実化したのである。文化財保護法は住民参加を法律上定めていないが、住民参加ないし住民の合意を前提とした地方の制度である。それまでの文化財保護法の制度は、国家的に保護する必要がある重要なものを国が法律に基づいて指定して保護、規制を加え、地方公共団体は国指定以外のものを条例に基づいて指定するという、いわばトップダウン方式の保護体系であった。これに対して新しい町並み保存のための制度は地方公共団体が地域の必要性に対応して条例または都市計画によって保護すべき集落町並みの地域を決定し、国はその中から市町村の申出に基づいて特に価値の高いものを選定して必要な補助を行うという、ボトムアップの体系となったのである。集落町並みという新しい保護対象の出現、その人間存在との関係でこれまでの文化財とは全く異なる価値の性質が大きな法体系の変遷を生み出し、法体系の逆転現象を将来したのである。

町並みは地域住民の住まいの場である。それは単なる居住を超えるものである。単に居住環境を保護するのであれば国による直接の保護もなじまないことはないであろう。しかし町並み保存の動きが地方から発生したことに示されているように、地域住民の住まいの場は何よりも地域住民にとっての価値であり、その存在理由でさえある。だからこそ町並み保存の制度は地方の制度、地域の制度でなければならなかった。

奈良県橿原市今井町では昭和30年から32年にかけてすでに東京大学による住宅調査が行われていたが、昭和43年には奈良女子大学による住民の保存意識調査が行われ、さらに昭和45年には同大学と奈良国立文化財研究所による町家調査が行われた。昭和46年には今井町を保存する会が発足し、こうした地元の組織と上記両組織の合同調査班等による今井町保存に関する座談会が現地で催されている。そうした中で昭和32年には今新家が重要文化財に指定され、さらに法制度の検討に入った昭和47年には、旧米谷家、高木家、中橋家、音村家、豊田家、上田家の6住宅が重要文化財に指定されることとなった。一つの町内で7つの民家が重文の指定を受けたのである。また史跡については、島田宿大井川川越遺跡が宿場の民家を含めて指定されていた。こうした既存の制度の応用で町並みの保存を行うことも検討されたが単体保存の重文指定や歴史的価値に基づく史跡指定は本質的に町並み保存の目的に合致しない。なによりも重文や史跡は現状保存を原則としている。最近では横浜のランドマークタワー・ドックヤードガーデンの旧横浜船渠株式会社第二号船渠のように思いきった改変を加えて公開活用を図っているような例も現れているが、当時は凍結保存を原則とする考えが強かった。新しい制度を作るとしてもそれまでのトップダウン式の国による指定で規制するという意見もあったが、それでは当時の凍結保存の原則に支配され

るおそれがあった。住民の生活の場として現在だけでなく将来にわたって維持され発展させられるための制度としてそれは適合性を欠き、ゴーストタウン化をもたらす危険性があった。こうして地方の制度とするとともに外観保存の制度とすることとなったのである。法律上外観保存を明示する規定はなく、僅かに国の補助の根拠規定を定める第83条の6に補助対象事業として「修景」が加えられているに過ぎないが、立法趣旨は外観保存の制度である。そのことは法改正時に都道府県教育委員会あてに発せられた文化庁の通達「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」において保存地区の制度について「伝統的建造物群保存地区の制度は、伝統的建造物群が周囲の環境と一体をなして形成している歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を、主として外観上認められるその位置、形態、意匠等についての特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的とする」と注記し、また保存地区内の現状変更の規制についても「現状変更の規制は、建造物については、主としてその外観（それと密接な関連を有する内部を含む。）を維持することを目的とするものであることに留意されたい」と注記していることから明白である。

伝統的建造物群保存地区の制度が発足すると、すでに条例による町並み保存を図っていた市町村もこの新しい法律に基づく条例の制定へと移行する。しかし樫原市で条例が公布されたのは平成元年になってであり、今井町を保存地区に指定する都市計画決定が行われたのは平成5年であった。今井町は最終的に住民の合意が成立して保存地区がスタートするまで最も長い年月を要した例であるが、外観保護の立法趣旨が当初よく理解されていなかったことがその原因の一つとして挙げられている。

市町村による保存地区の決定と国による選定との関係については、これまで市町村によって決定された地区のほとんどが国によって選定されていて、立法時に想定した制度の体系と現状は大きな隔りを見せている。その原因としては国の補助との関係や保存地区の価値評価の問題等が考えられるが、市町村の検討段階で文化庁の補助事業による調査が行われるなどの行政指導のプロセスも影響しているように思われる。いずれにしてもこの点は制度と運用の違いであり、後述する制度運用の変容の例として、将来法律改正に当たって検討を要する問題の一つである。

昭和50年の法改正によって伝統的建造物群保存地区は町並み保存の価値を普遍的なものとした。40年代にすでに妻籠への観光客は顕著な高まりを見せていたが、制度の発足後保存地区が増大するとともにそこへの訪問者も急速に増加していった。経済成長による所得の増大と生活の安定による旅行機会の増大がこれを後押しした。伝統的建造物群保存地区はこうして日本人が多様な地域の環境の中で形成してきた多彩な「住まい」を体験する場としてその価値を広範な人々の中に喚び起こしたのである。平成10年では年間2900万人の人々が全国で58（うち国選定52）のこれらの地区を訪問している。

制度の変遷は建造物の保護制度の変遷にも見ることができる。明治30年の古社寺保存法の制定に当たって中世以前の社寺建築の調査が行われ、昭和4年の国宝保存法の制定の時期には城郭建築や霊廟建築等の調査が行われて国宝の指定等が行われてきたが、昭和25年に文化財保護法が制定されると民家建築や洋風建築も調査対象とされるようになる。昭和29年から41年にかけて行われた民家建築の予備調査、昭和41年から53年にかけて行われた民家緊急調査等の調査に基づいて民家の重要文化財としての指定が進められ、昭和41年から行われた洋風建築の調査や昭和52年から行われた近代建築保存対策研究調査に基づいて洋風建築等の指定が進められてきている。また近世社寺建築については昭和52年以降近世社寺緊急調査が行われ、指定が行われるようになった。さらに平成2年からは近代化遺産（建造物等）総合調査が実施され、近代化に伴う産業、交通等の幅広い建造物についても調査が行われるようになった。平成4年度からは明治以降の伝統

的な様式技法による建築について近代和風建築総合調査が実施されている。これらの調査に基づいて重要文化財としての指定や平成8年度の法改正によって創設された建造物の登録制度による登録が行われている。

民家緊急調査をはじめとするこれらの一連の調査は、昭和30年代以降急速に進行した社会経済の変動と国土開発によってこれらの建造物を取り巻く環境が激変し、建造物の保存が危機的状況に置かれる中で必要に迫られて行われたものと見ることができる。しかし、それと同時に、そのような危機的状況の中で調査対象とされた各種の建造物の文化財的価値が顕わになり、建築史学等の研究者だけでなくこうしたものに関心をもつ多くの国民にその保存の必要性が認識されるようになっていったのである。そこには町並み保存の動きを誘発したのと似たような失われようとする世界が訴えかける文化財としての価値の高まりがあった。昭和25年の法制定時に有形文化財の一種として扱われながら重要文化財としての指定が行われることのなかった民俗資料が昭和29年の法改正で独立した類型として制度化され、さらに昭和50年の法改正で民俗文化財として制度的に整備され、以後急速に指定が進んでいく変遷の中にも似たような時代的背景と価値意識の変化を認めることができる。

5. 制度運用の変容

制度自体の変化、変遷とは別に、ひとたび制度化された保護の図式が時代の推移に従って制度の運用に変化を生ずる現象についても目を向けなければならない。ここでは記念物の整備活用についてその例を見てみよう。

文化財保護法は有形文化財については第3章第1節第4款に公開に関する諸規定を定めている。後発の保護制度の無形文化財や民俗文化財、登録有形文化財についても公開又は記録の公開に関する諸規定が定められている。これに対して記念物に関しては公開に関する規定は全く存しない。昭和25年4月27日の第7回国会参議院本会議における山本勇造参議院議員の「文化財保護法案の提案理由」の説明では、次のように述べている。

こういう保護規定を設けますと同時に、一方では文化財を持っている所有者に対し、これらの財宝は単に個人的な所有物であるという概念を取払って貰い、これは貴重な国民的な遺産であるということをはっきりと認識させ、公共の立場からこれが保存管理の責任と公開の義務を負わせることにいたしましたのであります。

こうして定められた重要文化財の公開に関する制度は、所有者又は管理団体による公開の原則、文化庁長官による公開の勧告・命令、所有者等による公開の勧告・命令、所有者等以外の者による公開の許可制を骨子としている。これに対して史跡名勝天然記念物に関しては公開に関する規定はない。第72条の2第3項に管理団体による観覧料の徴収に関する規定があるが、これは昭和29年の法改正で重要文化財の管理団体による公開の場合の観覧料の徴収の規定が追加されたことに伴って規定されたもので、これをもって史跡名勝天然記念物について公開の制度が導入されたと解釈することは適当ではない。

名勝地が見学者に公開されるといったことは古来から当然あったことであり、国指定の史跡名勝天然記念物についても事実上の公開はありえた。しかし多くの場合それらは記念すべき場所として標識で表示され、時には柵で囲って管理される所であって、それがき損し、又は衰亡している場合に復旧を行う所であるに過ぎなかった。特に史跡にあっては記念すべき保存の対象としての価値が優越的な意義をもっていたのである。

ところが各種の開発の進行に伴って史跡等の現状変更の許可申請が激増し、これに対する不許

可による損失補償の代替措置としての公有化や重要な埋蔵文化財包蔵地の緊急の史跡指定に伴う公有化等によって指定地域の公有化が急速に進行する。国の補助事業（補助率80パーセント）としての地方公共団体の史跡等の買上げは、昭和30年の11,853㎡に始まり、昭和32年度以降毎年度行われているが、その事業規模は急速に増大の一途を辿った。昭和37年度には32,654㎡と万単位に、41年度には311,969㎡と十万単位になり、42年度には594,993㎡と50万を超える規模となる。さらに昭和48年度には単年度の補助事業による買上げ678,883㎡に加えて先行取得による買上げ29,103㎡も加わり、以後毎年度先行取得が併用されていく。こうして平成8年度までに累計で補助事業20,356,661㎡、先行取得4,661,965㎡、合わせて25,018,626㎡が地方公共団体によって買上げられたのである。このほかに文化庁が直接買上げて国有化している史跡地も、平城宮跡108.5ヘクタール（平成8年度末。買収予定地の97.5パーセント）、藤原宮跡36ヘクタール（平成7年度末）、飛鳥地域8.2ヘクタール（平成9年度末）となっている。平成10年1月現在で全史跡指定地201,968,403㎡のうち43.7パーセントの土地が国・公有化されているのである。

このように多額の国費、公費を投じて史跡指定地の広範な公有化が進むと単にその荒廃の進行を防止する復旧にとどまらず、積極的に指定地内を整備し、発掘調査等の成果を広く国民や地域住民に伝えるような公開活用が求められるようになっていった。遺構の地表表示、遺跡内の苑路の整備、古墳墳丘の修復などの復旧整備事業が行われ、大規模事業として多賀城跡附寺跡、居館や庭園の復元を含む一乗谷朝倉氏遺跡、太宰府跡、名護屋城跡並陣跡等の整備が行われた。昭和41年度から開始された「風土記の丘」も13件が建設され、さらに最近では「歴史の道」の整備、「ふるさと歴史の広場」の建設、「地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）」が進行しているが、次第に広域化、大規模化してきている。

これらの整備活用事業は先にも触れた国民の旅行機会の増大の時期と重なって進展し、国民が全国各地の重要な史跡等を来訪する条件の整備ともなっていた。史跡等の整備公開と国民の旅行機会の増大は相互に影響し合いながら進展した。各種の開発の進行に伴って貴重な遺跡の発見が続発し、国民一般の遺跡に対する関心も飛躍的に高まっていった。新聞、雑誌、テレビによる新発見の遺跡に関する報道や歴史時代に関する報道、記事、製作番組は飛躍的にその量を増し、これが国民の関心をいっそう深めたのである。わが国の歴史上かつてなかった大量の観光旅行者のかなりの部分がこうして史跡に近付き、史跡に親しみ、それを自らの内なる価値としていったのである。今や史跡は多数の国民にとって歴史を追体験する親密な価値のある場となっている。このような事態は制定当時の文化財保護法では想定されていなかったことである。国民一般への史跡の公開活用は法制度が予定していなかった程度に広がりをもち深化してきたのである。旅行機会の増大の中で外国旅行も飛躍的に増大し、その経験がまた自国の史跡に対する自覚を高め、歴史意識を深化させたに相違ない。このような変化を数量的に分析し、日本人の意識の変化を実態に即して調査することが望まれる。文化財保護法制定当時史跡は多くの国民にとって記念碑的存在でしかなかった。それが前述のような整備公開と来観者の増加という相互作用の中で次第に国民にとって歴史を体感し、自ら歴史的存在となる場へと変化していったのである。

一乗谷朝倉氏遺跡で具体的に見てみよう。天正元年（1573年）8月織田信長の軍に敗北して焼き盡された戦国大名朝倉氏の一乗谷の遺跡は、昭和5年に朝倉氏館と湯殿跡、諏訪館跡、南陽寺跡の三庭園、計1.4ヘクタールが国の史跡・名勝に、西山光照寺1.6ヘクタールが国の史跡に指定された。悲運の戦国大名の遺跡として地元で伝承され、地元住民や郷土史家等による保護活動はあったものの、農村集落が点在する一乗谷のこの地を訪れる者は稀であった。昭和30年代以降になると庭園史、歴史地理学、日本史学の研究者が調査に訪れるようになる。昭和30年代末頃に一乗谷に所在する7か村で農業基盤整備を目的とする土地改良事業の計画が持ち上ったことから史

跡への影響を危惧した足羽町が文化庁との相談を開始する。昭和42年には文化庁の指導の下で三庭園の発掘調査と整備が進められ、43年からは館跡の発掘調査が開始される。しかし45年には土地改良事業が開始され、ブルドーザーによる削平が行われて大量の遺物が出土する事態となる。昭和46年には足羽町が福井市に合併され、一乗谷の史跡整備に関する業務は福井県に引き継がれる。この時期全国的に府県教育委員会に文化課又は文化財保護課が設置されつつあったが、福井県でも文化課が設置されてこの事業を所管することになる。国、地元、自治体で協議を重ねた末に昭和46年に276ヘクタールに及ぶ広範囲が特別史跡として指定された。それとともに、地元の理解と協力を得て、個人住宅、菜園等を除く城戸ノ内町の平地部一帯21ヘクタールが買収、公有化され、それ以前の分も含めて公有面積は25ヘクタールとなる。城戸ノ内町内で経営してきた農地のすべてを手放し、生業としての水田耕作を断念したのである。昭和47年には朝倉氏遺跡調査研究協議会が発足し、「朝倉氏史跡公園」の基本構想も策定される。朝倉氏遺跡調査研究所が開所するとともに、地元地権者・町内会を中心とした社団法人朝倉氏遺跡保存協会が設立されている。

こうして本格的な発掘調査が実施され、昭和50年代には城下町の全域にわたって町並みの様子が明らかになっていく。昭和56年には県立朝倉氏遺跡資料館が開館し、史跡公園の維持管理の拠点となる福井市史跡公園センターも設置される。この頃から武家屋敷の立体復元事業が開始される。さらに平成3年には平井地区の山際に整然と区画された重臣の武家屋敷群と町屋遺構群を対象に2百メートルに及ぶ町並みの整備を文化庁の「ふるさと歴史の広場事業」の補助事業として実施し、平成7年5月に完成、公開している。現在までの文化庁関係の史跡整備事業は次のとおりである。

史跡等保存修理（一般）

事業者	足羽町・福井県		(単位千円)
42～55年度	87,850 (補助金)		
	<hr/>		
	175,706 (事業費)		
56～2年度	117,373	7～8年度	30,126
	<hr/>		<hr/>
	249,547		60,254

史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）

事業者	福井県
3～6年度	253,846
	<hr/>
	507,692

昭和42年度以降間断なく整備が続行されて、平成8年度までに文化庁補助金総額4億8919万5千円、総事業費9億9319万9千円となっている。こうした整備によって多くの見学者が訪れるようになり、一乗谷朝倉氏遺跡は広く国民に親しまれる史跡となっていく。多くの国民がこの谷間の地を訪れて、戦国大名の城下町の武士や町民の生活を実体験し、戦国時代を自らの内なる歴史として感得するようになったのである。

県立朝倉氏遺跡資料館は特別史跡指定25周年を記念して平成9年夏特別記念展「眠りからさめた戦国の城下町」を開催し、翌10年には京都と横浜で巡回展を開催したが、両市でそれぞれ1万人を越す入場者があったという。朝倉氏遺跡はまさに眠りから覚めて現代に蘇り、現代の日本人と共存する存在となったのである。

国民と史跡とのこのような関係の変化は、史跡に対する国民の意識の変化を促し、遺跡の価値の顕現の仕方を変化させる。こうした現代の国民と史跡の関係を人の変化の要因から、例えば所得の増大と旅行機会の増加、全国的な見学者数の推移、旅行先選択の傾向の変化の分析、史跡訪問者の認識度及び自己充足感等多角的に実証的な分析を行うことによって解明する必要がある。また史跡の変化の要因も、例えば面積、範囲等の指定の仕方、整備の仕方、管理方法等多角的な分析が必要である。

なおここで留意しなければならないことの一つに史跡周辺住民と史跡の整備、公開との関係の問題がある。吉野ヶ里等でも住民との関係が問題となっている。吉野ヶ里では工業用団地として開発を進めようとする過程で大規模遺跡の発見となって開発は中止され、遺跡の保存の段階を経て現在国営公園としての整備が建設省によって進められている。地元住民の本来の意図とは異なる展開となってきたわけである。朝倉氏遺跡でも地元住民にとって農業基盤整備を目的としていたのが一転して広範囲の史跡指定となり、一部では農業そのものの放棄に追い込まれている。こうした地元住民と史跡の整備活用の間の経済的、社会的諸問題、整備方針の策定自体への住民の参画、観光客との関係等の問題を体系的に調査分析し、望ましい在り方を検討する必要がある。

このような史跡の整備公開の現状は文化財保護法制定当時の想定を超えた状況である。重要文化財建造物についても近年の公開活用の状況は法制定時の予想を超えたものとなっており、時には芸術文化活動の拠点となったり、博物館施設となったり、テーマ館となったりして多様な活用が図られているが、横浜のランドマークタワー・ドックヤードガーデンのように思いきった改装を加えてドック内空間を活かした演劇、コンサート、ファッションショー、展示会などのイベントの会場として利用している事例などは、かつての重要文化財の保護の観念からは想像を絶する状況と云ってもよいであろう。

このような状況は法制度の改正を必要としているのであろうか。法律制度が前提としている保護の在り方と現状に相違が生じているという事実だけでは法制度の改正が必要か否かは決められない。それが国民の権利義務に深く関わっていたり、国民の財産権を新たに制約する要因となっている等の事態があれば法制度の改正の検討の必要性が生じるであろうが、単に国民が文化財の価値を享受する態様の変化にとどまるならばその必要性は乏しいと言える。いずれにしてもこうした事態は立法論の問題として多角的な検討を必要とする。このような立法論もまた文化財学の対象分野である。なぜならばこうした問題はまさに文化財の価値の現代の人間との間における顕現の問題であり、現象としての人間存在と文化財の価値の関係の問題だからである。

6. 外国における制度運用の変容

文化財保護制度の運用が時代の推移とともに変容する事例は外国でも見られる。

イギリスでは、1967年シビクトラスト会長のダンカン・サンズが国会に提案したシビック・アメニティーズ・アクト Civic Amenities Act によって保全地区 Conservation Area の保護制度が創設された。この制度は法律の正式表題「歴史的・建築学的に価値のある建造物及びそれらの建造物が特色をなす地区の保存及び整備並びに樹木の保護と植樹等」にその目的がよく示されている。この法の規定は1971年に都市田園計画法が1947年の制定以来5度目の改正が行われた際同法に移され、第277条となった。同条第1項及び第2項は次のように規定している。

第277条 (1) すべての地方計画当局は、その所管する地域で、建築上又は歴史上特別の価値を有し、その特性若しくは外観を保護し又は整備することが望ましい地区を必要に応じて決定し、当該地区を保存地区として指定するものとする。

(2) 大臣は、地方計画当局と協議した後、当該機関が前項に基づく職務を遂行するに当たって必要と考える指示を行うことができる。その場合、地方計画当局はその指示に従う義務を有する。

この都市田園計画法は国土開発に関する法律であり、その中で歴史的建造物（建築上又は歴史上特に価値のある建造物）と保全地区の指定による景観保護の制度を定めているものである。その中で保全地区の規定は第277条と保全地区の公示に関する規定を定めた第28条のみであり、制度の運用に関する原則はすべて所管省の行政指導に委ねられている。環境省は1977年に「歴史的建造物と保全地区—政策と手続き」という通達を発している。この通達は保全地区の指定に関して「とられるべき行動は建築計画の中のすべての関連方針及び地方計画（地方計画草案も）—それは保全地区を含むかこれと接合している—との関連性のもとで考えられなければならない。当局の具体的な開発コントロール方針が作られ、保全地区の特性を維持増進するために適当と考えられる手段を提供するのは地方計画である。地方計画は保全地区とその周辺における土地の開発と他の用途（例えばオープンスペースとしての）に対する提案を含むことができる」としていた。すなわち保全地区の指定を地方計画当局が作成する地方開発計画との密接な関連性のもとで行うよう指導したのである。

1987年に環境省から再び同名の通達が出されている。この通達では、上に引用した部分の中から「地方計画草案」が削除され、「保全地区の特性を維持増進するために適当と考えられる手段を提供する」ものとして「地方計画」に「全国開発計画第2部」が付け加えられている。10年間の状況変化に応じて若干の修正が加わったものと考えてよいであろう。

1987年の環境省通達の改訂版として1994年に環境省と国家遺跡省の共同通達P P G 15が発せられた。この「計画政策ガイダンス：計画と歴史的環境」では、保全地区の指定は地方計画とは結びつけられてはならず、保全地区に関しては歴史的建造物や開発に関する多様な規制との関連が重視され、その特性の維持増進の手法がさまざまに指導されている。保全地区の制度が発足して以降各地方で保全地区の指定と地方計画との関連について試行錯誤が繰り返され、多くの問題を生じた。こうした経過を経て保全地区の指定と地方計画の結合の方針は変更されたのである。それは制度運用の基本方針の変更と言うべきものであった。

1992年に国立都市計画研究所が発表した「保全地区の特性」の研究報告では、全国的な郵送調査と個別の詳細調査に基づいて、保全地区の指定プロセスを完全に地方の計画作成プロセスの中に持ち込むことは事実上不可能であることを認めている。その背景には地方の計画作成のプロセスは長期にわたる困難な仕事であるが、幾つかの保全地区の指定は脅威的な開発や破壊に対処して早いスピードで実施されなければならなかったため、指定は計画作成のプロセスの中に限定されるべきではなかったという事情も指摘されている。しかしこの報告では保全地区の見直しのプロセスは初期の段階から計画プロセスに組み込まなければならないと示唆している。

このようにイギリスの景観保護の制度である保全地区制度の運用は、急激な開発の進行の影響を受けて、全国的な規模で試行錯誤を重ねながら地方計画との関係を変化させながら変遷したのである。保全地区の数は1994年当初に8,000地区に達し、さらに年間300ないし400地区の増加を示しているが、地区指定の手続きと運用の手法は多様に変容したものとなっている。

次にフランスの保護街区の制度の運用について見てみよう。時の文化大臣であった作家のアンドレ・マルローによって提唱されたフランスの歴史的街区の保存に関する1962年のいわゆるマルロー法は、「関係市町村の同意もしくは申請に基づき文化省、建設省共同省令による指定」によって「一定の街区が歴史的、美術的特質を有し、あるいは同地区内の土地建物の全部又は一部の保存、修復、整備を行うことが適当と認められるときは、次の各号に定める条件により当該街区を「保護街区」に指定することができる」（第1条）とされ、「保護街区内の保護及び整備につい

ては、政令により長期計画を作成する」(第2条)制度である。「保護街区の保存、修復、整備」は、「都市改造に関する1958年12月31日付政令第1465号に定める条件により、又は一人若しくは複数の所有者の発議により決定し、実施する」(第3条)とされている。

この街区事業は制度発足当初は歴史的建造物の修復を専門とする建築家が指導し、再建すべき建物を赤で、取りこわすべき建物を黄で表示し、街区を景観の点から整備することが目指され、修復と同時に建築的に価値のない老朽化した住宅の取りこわしを行ったため借家人や商工業者の立ち退きなどの社会問題を生じた。街区事業は都市再開発の制度と予算を使って実行され、価値の高い建物の修復と不要な建物の除去による街区の再構成が行われた。行政としては建設省内の都市計画局と住宅局によって、それぞれ街区事業と住宅修復事業として実施された。

1962年から1971年にかけて24回の街区事業が行われたが、この街区事業によって居住者の保護などの問題が生じたため1972年以降その見直しが行われ、1973年に建設省から「技術ノート」が出される。この指針によって、保全地区内の空間を都市計画文書としての保全再生計画を作成することによって規制する方法が採用されるようになった。具体的には土地占用計画 POS を作成する。コミュニンの関係者が計画の作成に参画する。街区事業はこの時期(1977年以降)に中止された。1983年の地方分権を機に、技術ノートで示されていた計画の公表と公開意見調査にかけるとい手法がとられるようになり、より住民の意見が反映されるようになった。保全再生計画を作成する建築家は建設省と文化省の承認を得て市長が任命する建前であるが、実際には建設省が任命している。初期には歴史的建造物の修復を専門とする建築家が多く任命されたが、最近では都市計画に詳しい建築家が任命されるようになっていく。保全再生計画で用いられる凡例は1973年の技術ノートで示されているが、1978年に修正されている。その類型は、「歴史的建造物として保存される建物」以下、保存、修復、改造等の程度に従って18に分類されている。既存の建物は、歴史的建造物、保存する建物、保存されない建物、取りこわす建物に4区分される。1993年現在で79の市で保全地区が設置されている。

このように文化大臣アンドレ・マルローが提唱した「フランスの歴史的美術的遺産の保護に関する法律を補足し土地建物の修復を円滑化するための1962年8月4日付法律第903号」によって制度化された保護街区の制度は3つの時期を区切ってその運用に大きな変容を生じたのである。この制度の運用を紹介している足利工業大学の和田幸信教授は次のように述べている。「凡例で見ると、保全再生計画は歴史的環境の凍結保存よりも、望ましい旧市街地を作り出す、さらに運用によっては街区全体の更新や都市構造の再編を行うという可能性を持った都市計画文書であるといえよう。」もしそうであるとすれば、それは連邦の建築法典の都市修復(都市再開発)の制度に従って連邦の各種の補助金を使って行われているドイツの各都市の歴史的旧市街の修復事業と似たものになっていると考えることができるであろう。

7. 汎世界的現象

フランスでマルロー法による保護街区と保全地区の制度が法制化されたのは1962年であり、イギリスでシビック・アメニティーズ・アクトによって保全地区制度が法制化されたのは1963年であった。それは昭和37年と38年に当たっており、日本でも東京オリンピックの開催を経て昭和40年代に向って高度経済成長が始動しはじめ、科学技術者の養成確保が叫ばれ始めた時期であった。フランスで街区事業の見直しが行われた1972年(昭和47年)は日本で町並み保存運動の高まりを受けて文化庁が制度の検討に着手した年であった。この年ユネスコは10月から11月にかけてパリで開いた総会で「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を採択した。それはい

みじくもこの条約の前文が冒頭で述べているように、「文化遺産及び自然遺産が、衰亡という在来の原因によるのみでなく、一層深刻な損傷又は破かいという現象を伴って事態を悪化させている社会的及び経済的状况の変化によっても、ますます破かいの脅威にさらされている」時期であったのである。

1975年10月には、1969年にブリュッセルで開かれた記念建造物及び史跡の保存再生担当欧州大臣会議によって勧告されて以来の懸案であった「ヨーロッパ建築遺産憲章」が欧州会議によって採択され、同時にアムステルダムで開かれたヨーロッパ建築遺産会議によってアムステルダム宣言が行われた。また同年5月にローテンプルグで開かれた国際記念物遺跡会議 ICOMOS（イコモス）総会は「小規模な歴史的都市の保存に関する国際会議シンポジウム決議」を採択した。さらに1976年11月イコモスは「文化的観光の憲章」を採択している。同じ年の11月にナイロビで開催されたユネスコ総会は「歴史的地区の保全及び現代的役割に関する勧告」を採択した。この勧告の内容は各国で実施されている歴史的地区の保全に関する諸制度を集大成したうえで、さらに考える各般の対策を網羅した感のあるほう大かつ詳細なものとなっている。それはわが国で文化財保護法を改正して伝統的建造物群保存地区の保護制度を創設するとともに埋蔵文化財、民俗文化財の保護制度を整備、強化した翌年のことであった。

これらの一連の国際的機関の憲章や勧告、決議の流れは、文化遺産の保護の課題が1960年代前半（昭和30年代後半）から顕著になった世界的な社会経済の転換期に際会して世界的に同時性をもって顕在化してきたことを示すものである。わが国の文化財保護制度の変遷と制度運用の変容もこうした世界的な動きのコンテクストの中で捉えられなければならない。わが国で文化財のうえに起こった現象はこの時代における汎世界的現象の一部なのである。世界の各国はこうした潮流の中で自国の法制を整備し、あるいは制度の運用を変容させて迫り来る課題に対処している。わが国における文化財の諸現象の考察は常にこうした世界各国の現象と対比しながら行われなければならない。文化財学が時代の人間と文化財の価値との関係の中に現れる現象の学であるならば、わが国の現象はこうした汎世界的現象との比較と統合によって研究されるべきものであり、そうすることによってはじめてその真相に近付くことが可能となるであろう。また、わが国における制度の検討も国際機関等の条約や勧告、憲章や宣言を念頭に置き、世界各国の制度と対比しながら行う必要があることも自ずと明らかであろう。文化財学の一分野としての立法論では特に外国の諸制度との比較研究が重要な意味をもつことになる。

文化庁で昭和46年の4月から開始されていた文化財保護法改正の検討作業に町並み保存が加わったのは昭和47年（1972年）に入ってからであった。当時前記のような各国の詳細な動向は伝わっておらず、僅かにシビック・アメニティーズ・アクトとマルロー法それにドイツの一、二の州法の法律条文だけが知られていたほかは、ヨーロッパの町並み保存におけるファサード（外観）保存の漠然とした概念が伝えられていたに過ぎなかった。そのため日本各地での町並み保存の運動と条例制定の動きを基本にして外観保存の観念を取り入れ、手探りで伝統的建造物群保存地区の保護制度を作り上げたのである。当時もしもヨーロッパ諸国の制度とその運用の実態に関する詳細な知見が得られていたならば、住民の合意に基づく地方の制度としての基本的な骨格は変わらないとしても現行の法制度とは違ったものとなっていたかも知れない。少なくとも外観保存、建造物群と環境の関係、内部構造との関係、住民参加、都市計画及び建築関係の法制との関係、都市村落の基盤整備への配慮、住民の生活向上と都市村落機能の向上等について法律上何らかの位置づけがなされた可能性が考えられるのである。

8. 立法論としての景観保護

文化財学は立法論をその分野として含んでいなければならない。ここではその一例として、この試論の末尾に、立法論としての景観保護を取り上げてみたい。

景観は人がある場所にあつてその視野の内なる空間をあらゆる意味の統合された形象として把握することによって成り立つ現象である。その統合された意味は時にはその人にとって高い価値をもつことがある。その統合された意味と価値は同時代の人々に共有されうるものである。ある種の景観は多数の国民にとって高い価値をもつことが可能であり、かつその意味と価値の共有性によってその保護が法律制度によって国民に保障されることが必要であると認められれば立法の問題となる。

イギリスのシビック・アメニティーズ・アクト（「景観保護法」と訳されている）で立法化された保全地区の制度は、先に見たとおり「建築上又は歴史上特別の価値を有し、その特性若しくは外観を保護し又は整備することが望ましい地区」を地方計画当局が指定して保護する制度である。1977年の環境省の通達「歴史的建造物と保全地区一政策と手続き」では、法で規定している地区には当然多くの種類のものがあるとして、「それらは町の中心部全体からスクエア、テラス、そしてより小さな建物群にまでわたって大小さまざまでありうる。それらは多くの場合登録建造物を中心とするであろうが、常にそうとは限らない。快適な他の建造物群、オープンスペース、樹木、歴史的な街路の姿、村落の緑地、あるいは考古学的な価値のある地勢もまたある地域の特別な特性として貢献しうるのである。保全地区として指定するのが適当な地域はほとんどすべての町と数多くの村落に見出すことができる」と述べている。これから読み取れるように保全地区はかなり多様な景観価値の保護に適応するものであるが、「多くの場合登録建造物を中心とする」と考えている。登録建造物の制度は第二次世界大戦での被害を契機に1944年の都市田園計画法によって定められたもので、「建築上又は歴史上特別の価値のある建造物」を国が台帳に登録して保護する制度で、1999年現在イングランドで総数36万7,400件が登録され、そのうち3段階に分かれた最上級の登録建造物は約9千件となっている。保全地区の制度がこれらの登録建造物または建造物群の景観の保全のための制度として機能することが多くの保全地区で期待されていることはこの通達の文面で明らかであろう。この通達ではまた「保全地区の中での開発の申請を決定するに当たっては、量、高さ、材料、色彩、垂直方向と水平方向の重要性とデザインといった事さらに特別な注意を払うよう示唆されている」として、景観の保全を強調している。

フランスでは、すでに1913年の「歴史的記念物法」の第1条第1項で文化大臣による歴史的記念物の指定を定めているが、1943年の改正で第2項が追加され、次の各号に該当するものも指定の対象とすることができることとされた。

- (1) 巨石記念物、先史時代の遺跡を包蔵する土地
- (2) 指定又は指定の提案を受けた不動産の隔離、環境浄化、整備利用のために指定の必要な周辺の不動産
- (3) 一般的に指定又は指定の提案を受けた不動産の視界内に存在する土地又は建物。本法の適用を受ける「指定又は指定の提案を受けた不動産の視界内に存在する土地又は建物」とは、指定又は指定の提案を受けた不動産から見えるか、又はこれと同時に眺められ、かつ500メートルを越えない周囲内にある他のすべての不動産をいう。

この第3号は1962年の改正で、「右の長さは、例外的に、500メートルを越えることができる」旨追加規定されている。このようにフランスでは歴史的記念物の保護は、歴史的記念物自体の指定による保護の規制とともに「視界」の制度によって歴史的記念物に関する眺望景観を保全する

ため500メートル（これを越える例外的長さの適用を受ける歴史的記念物は特別の手続きを経て政令でその長さが定められる）に及ぶ周囲の土地建物をも歴史的記念物として指定することを可能としている。

イタリアでは1939年に制定された法律「芸術的、歴史的、考古学的、民族学的な価値を有するものの保護」はその第1条及び第2条で芸術的、歴史的、考古学的、民族学的な価値を有する等の不動性のものを保護対象として通達することとしたうえで、第21条第1項で、「国民教育大臣は、この法律の規定の対象となる不動性のものの保全を危険にさらしたり、景観または眺望を損ねたり、環境条件および品位を損つたりしないようにするため、距離、規模その他の規制を定める権限を有する」と定めている。同条第2項ではこの権限は建築規制の適用または規制プランの実施に独立する旨定め、第3項では本条に基づいて定められた規則は登記所の登記簿に登録され、すべての関係所有者、所持者、保有者に対して効力を有する旨定めている。また第22条では、第1条から第3条までに掲げる「不動性のものの外観または品位または公衆の享有を損うような看板・ポスター・その他の広告手段または貼布は禁止される」と定めている。さらに第55条では、「地域及び建築物は、公益を理由として所有権を剥奪することができる。ただし、国民教育大臣が建造物の隔離または修復、景観または眺望の保証、公衆の品位または享有の保証または増進、立入の便宜のためにそれを必要と認めた場合に限り」と定めている。このようにイタリアでも不動性の文化財の景観または眺望の保全のための制度を設けて、関係所有者等に対して拘束力をもたせ、さらに必要がある場合には所有権の剥奪まで可能にしているのである。

このようにフランスとイタリアで指定記念物・建造物の景観、眺望の保全のために厳しい規制が法制化されているのは、その景観・眺望が指定記念物・建造物の価値の構成要素となっており、指定記念物・建造物の価値の保全がその景観・眺望の保全によって保たれると観念されているからに外ならない。そこでは景観・眺望は指定文化財の価値に内在したものとなっている。

ドイツにおいても都市修復に際しては歴史的都市像が最も重要視され、歴史的な都市風景、都市景観の維持向上が最も重要な目標とされるのが一般である。さらに近年多くの州で州法による記念物の一分野として保全地区の指定が行われるようになってきており、例えばノルトライン・ウェストファーレン州では1995年に143の保全地区が指定されている。

近年ヨーロッパ各国で都市の風景・眺望を保全するための規制が進行している。イギリスの戦略的眺望の保全とローカル・ビューの保全、フランスの建築・都市・景観文化遺産保存地区ZPPAUPの制度やフュジー規制、イタリアのチェントロ・ストリコ（歴史都心）の保存制度やガラッソ法による風景計画、ドイツの各州で実行されている都市眺望の保全などがそれである。このような風景、眺望の保全の流れは、上に見たような歴史的記念物・建造物（建造物群）の価値とその眺望・景観を一体のものとする価値観念の延長線上に形成されたものと考えてよいであろう。

このようなヨーロッパ諸国の景観保護の制度と比較した時わが国の文化財保護制度における景観・眺望の概念の欠陥は明瞭である。文化財保護法には第45条に環境保全の規定がある。「文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる」というこの規定は、保存上の必要性に基づく規制であり、景観の保護は直接にはこの規制の目的とはなっていない。文化財建造物の様式美を観賞するためには一定の距離を保つ空間が必要であり、さらにその周辺に眺望を妨げる挟雑物が存しないことが必要であるが、そのような環境条件を確保するための法規制はないのである。史跡名勝天然記念物についても第81条に環境保全の規定があるが、これも重要文化財と同様に物理的保全を目的としているに過ぎない。そのうえ、これらの環境保全の規定

は保存のための必要な要件が不明確なこともあって実際の適用例さえないのである。

重要文化財建造物の環境保全として実際に行われているのは、防災事業の一種としての擁壁の設置等の補助事業や火除地に関する補助事業である。平成8、9両年度に文化庁の補助事業として実施された西翁院茶室の火除地買上げと平成10年度に実施された大善寺の火除地設定がその事例である。しかしこれらの事業でも景観の保護に及ぶような事業は含まれていない。火災の類焼に関する実験では距離間隔はそれほど大きなものは必要でないと言われている。このことから火除地設定の事業は景観の保護に大きな関わりをもつことは期待できないと考えられる。

ところがわが国においても文化財建造物に関してその景観が重要な意味をもつ場合がある。われわれはそのような景観意識の出現の端的な例を浄土寺院において見ることができる。浄瑠璃寺や白水阿弥陀堂、毛越寺の境域に立つ時、人々は眼前に広がる池畔や背後の山容を阿弥陀堂と一体のものとして感じ取っている。浄土寺院の境域は本来浄土信仰に根ざしてその堂舎と一体をなして極楽浄土を招来せんがために造営されたものであり、それ故その境域は阿弥陀仏を安置する堂舎と深く結び付いて一体的に価値を形成している。浄土寺院の境域は堂舎の環境というよりも浄土寺院自体なのである。寺院の目前に広がる景観はこの場合寺院の価値そのものを構成する内在的な価値となっている。しかしこうした浄土寺院においてもその境域や後背の山なみが歴史的経過の中で寺院と別の所有となっていてその景観を保全することが困難な問題となっている場合もある。そのような場合にはその景観を保全する法規制の有無は大きな意味をもつことになる。

文化財の価値を保全するために文化財としての指定地域以外の土地の眺望景観を条例による規制で保全している例として岡山県がある。岡山県は昭和63年に岡山県景観条例を制定し、景観モデル地区を定めて、平成2年以降に高梁景観モデル地区、吉備高原都市景観モデル地区、渋川・王子が岳景観モデル地区の3地区を設定したが、同条例では背景保全地区の指定制度を定めている。この制度は「県民の誇りとする優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域」を知事が指定して背景保全地区とし、景観に影響を及ぼす大規模行為を届出制として指導助言を行うという景観保護制度である。この制度に基づいて岡山県では平成4年に後楽園背景保全地区、吹屋背景保全地区、閑谷背景保全地区の3地区を指定している。後楽園は名勝庭園の主要眺望地点2か所から眺望される指定地外の遠景の保護、吹屋は伝統的建造物群保存地区の主要眺望地点4地点から1キロメートル以内の地域の景観保護、閑谷は旧閑谷学校内の主要眺望地点から1キロメートル以内の地域を保全地区としている。吹屋の場合にはこれによって伝統的建造物群保存地区の景観と一体となっている周辺の自然環境が保全され、閑谷学校の場合は学校から眺望される四方の山なみの稜線までの眺望が保全されるようになっている。

岡山県の背景保全地区の制度は、国指定の文化財の周辺の眺望景観を条例によって保全するもので、これによって国指定文化財自体の景観価値を保護するもので、文化財保護法の不備を県の条例による規制で補ったものとしてその意義は大きなものがある。国指定の重要文化財の建造物や史跡の景観保存及び周辺の環境保存の方法としては、岡山県のような手法のほかにも、地方公共団体の史跡として指定したり、都市計画法による美観地区や風致地区としての地区決定を行うなどの手法も可能である。

現行の文化財保護法では、重要文化財建造物や史跡等の価値の中に景観が含まれると解釈することは困難である。しかしそれが現代の日本人の文化財に関する価値意識に合致しているか否かは検討を要する課題である。現代のわれわれ日本人がこれらの文化財に対して抱いている価値意識の実態、これらの文化財の価値が景観価値としてわれわれに対してどのような現われ方をしていいるか、その実態を詳細に検証することが必要である。その結果景観価値のあり様が解明されれば、その価値の保護のために法制度が必要か否かの検討が可能となる。

文化財の内在的価値としての景観価値は文化財保護の法体系の中で位置づけられなければならない。しかし景観価値の領域には他のさまざまな価値体系が関連している。それらの価値体系と関連し、あるいはそれらの価値体系を反映する行政、例えば都市計画、建築基準、道路及び河川行政、農林水産行政、環境保護等との関連をどう位置づけるかの検討が必要となるであろう。その検討はヨーロッパ各国の保全地区や景観保護の制度及び制度運用のあり方を参考として行われなければならない。

9. 結語

本論は文化財学は成立するかという問いかけに対する一つの試論である。一つの仮説と言ってもよい。本論はそのための若干の視点を提示したものに過ぎない。この仮説が多くの論考、多くの作業によって検証されることを期待したい。

本論中フランスの保全地区の制度の運用については、和田幸信教授の「保全地区の制度の変遷とその保全手法について」(日本建築学会計画系論文集第486号)を参考にさせていただいた。また、最近のヨーロッパ各国の都市の風景・眺望の保全については、「都市の風景計画」(西村幸夫・町並み研究会 学芸出版社)を参考にさせていただいた。一乗谷朝倉氏遺跡の保存活用については、南洋一郎氏の「一乗谷朝倉氏遺跡の発掘と史跡整備」(月刊文化財No423)を参考にさせていただいた。